

## 第十管区海上保安本部（水路測量）公示第 24 号

水路業務法（昭和 25 年法律第 102 号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について次のとおり公示する。

令和 6 年 10 月 10 日

第十管区海上保安本部長 赤松 宏樹（公印省略）

- 1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所
  - （1）名称 熊本県県央広域本部
  - （2）住所 熊本県熊本市中央区水前寺 6 丁目 18-1
- 2 水路測量を実施する区域及び期間
  - （1）区域 付図のとおり
  - （2）期間 令和 6 年 12 月 16 日から令和 7 年 2 月 28 日まで（うち 5 日間）
- 3 水路測量の実施方法
  - （1）測深 マルチビーム音響測深機を使用する
  - （2）測位 GNSS による
- 4 航行船舶に対する安全処置  
作業船は水路業務法施行規則（昭和 25 年運輸省令 55 号）第六条に定める標識を掲げる

（付図）熊本港 赤塗りで示す区域

